

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害サービス支給および地域生活支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野洲市は、障害サービス支給および地域生活支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県野洲市長

公表日

令和4年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害サービス支給および地域生活支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付又は地域生活支援事業の事務を行う。
③システムの名称	障がい者福祉システム、宛名管理システム、中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号) 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条2号二、第3号ホ、第10条第1号二、2号ロ、3号ホ、第12条第1号ハ、2号ロ、4号二、6号ロ、8号二、第14条第1号ハ、第2号ハ、第19条1号チ、第27条第1号ロ、第2号ロ、第30条第12号、第31条第1号ヘ、第2号ホ、第5号ヘ、第44条1号チ、第55条第1号ホ、2号ハ、5号ハ、第59条の二第1号二 <情報照会の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者自立支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野洲市総務部総務課行政選挙担当 滋賀県野洲市小篠原2100-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野洲市健康福祉部障がい者自立支援課 滋賀県野洲市小篠原2100-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5.②所属長	障がい者自立支援課長 高橋 謙二	障がい者自立支援課長 田中 英子	事後	
平成29年2月10日	II 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成31年2月1日	I 4-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):16、26、56の2、57、87、116項</p> <p>(情報照会の根拠):108、109、110項</p>	<p><情報提供の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第3号ホ、2号ニ、第10条第1号二、2号ロ、3号ホ、4号ハ、第12条第1号ハ、2号ロ、4号二、6号ロ、8号二、第14条第1号ハ、第2号ハ、第19条1号チ、第27条第1号ロ、第2号ロ、第30条第12号、第31条第1項第1号ハ、第2号ホ、第5号ヘ、第44条1号チ、第55条第1号ホ、2号ハ、5号ハ、8号ハ、9号二、第59条の二第1号二</p> <p><情報照会の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条</p>	事後	
平成31年2月1日	I 5.②所属長	障がい者自立支援課長 田中 英子	課長	事後	
令和1年12月1日	I 4-②法令上の根拠	<p><情報提供の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第3号ホ、2号ニ、第10条第1号二、2号ロ、3号ホ、4号ハ、第12条第1号ハ、2号ロ、4号二、6号ロ、8号二、第14条第1号ハ、第2号ハ、第19条1号チ、第27条第1号ロ、第2号ロ、第30条第12号、第31条第1項第1号ハ、第2号ホ、第5号ヘ、第44条1号チ、第55条第1号ホ、2号ハ、5号ハ、8号ハ、9号二、第59条の二第1号二</p> <p><情報照会の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条</p>	<p><情報提供の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2号二、第3号ホ、第10条第1号二、2号ロ、3号ホ、第12条第1号ハ、2号ロ、4号二、6号ロ、8号二、第14条第1号ハ、第2号ハ、第19条1号チ、第27条第1号ロ、第2号ロ、第30条第12号、第31条第1号ハ、第2号ホ、第5号ヘ、第44条1号チ、第55条第1号ホ、2号ハ、5号ハ、第59条の二第1号二</p> <p><情報照会の法令根拠> (1)番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条</p>	事後	
令和1年12月1日	II 1.対象人数	平成27年1月28日現在	令和元年12月1日現在	事後	
令和3年1月1日	II 2.取扱者数	令和元年12月1日現在	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II-1対象人数	令和元年12月1日現在	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II-2取扱者数	令和元年12月1日現在	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-1対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-2取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-1対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月1日	II-2取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	